

10. 飲料水食糧生活必需品關係

資料10-1 上下水道局主要機材一覧

(1) 車輛

(令和4年4月1日現在)

号車	車名	形状	無線
1	ダイハツ ハイゼット	軽ダンプ	○
2	スバル サンバー	バン	○
3	トヨタ タウンエース	バン	○
4	三菱 ミニキャブ	バン	○
5	トヨタ プロボックス	ワゴン	○
6	トヨタ プロボックス	バン	○
7	スズキ エブリイ	バン	○
8	日野 デュトロ	給水車	○
9	三菱 キャンター	ダンプ	
10	トヨタ トヨエース	キャブオーバ(給水車用)	○
11	三菱 キャンター	給水車	
12	スズキ スペーシア	箱型	
13	スズキ エブリイ	バン	○
14	トヨタ プロボックス	ワゴン	○
15	トヨタ アクシオ	箱型	
16	ダイハツ ハイゼット	バン	○
17	ダイハツ ハイゼット	ダンプ	
18	三菱 ミニキャブ	バン	○
19	日産 ADバン	バン	
20	ダイハツ ハイゼット	バン	○
21	日産 ADバン	バン	○
22	日産 ADバン	バン	○
23	ダイハツ ハイゼット	バン	
24	スズキ キャリー	ダンプ	

(2) 給水タンク

品名	容量	数量	目標数量	常置場所
給水タンク	1.0 m ³	2	2	日根野浄水場
給水タンク	1.5 m ³	2	2	日根野浄水場
ポリ容器	18 L	200	200	日根野浄水場

(3) 応急給水用資材

品名	容量	数量	目標数量	常置場所
飲料水製造装置	25m ³ /日	1	1	日根野浄水場内防災倉庫
ウォーターバルーン	4m ³	5	5	日根野浄水場内防災倉庫
仮設給水栓	---	10	10	日根野浄水場内防災倉庫
備蓄水	490cc	5,500	13,000	日根野浄水場内防災倉庫
給水袋	6L	10,000	15,000	日根野浄水場内防災倉庫他

資料10-2 泉佐野市配水管工事事業者

(令和4年4月1日現在)

業 者 名	住 所	
(株)河内屋	泉佐野市高松西2丁目2427番地の1	464-0115
(有)佐野水道工業所	泉佐野市新町3丁目3番22号	462-0767
(株)ハンワエンジニア	泉佐野市羽倉崎2丁目1番57号	490-3337
泉冷熱水道	泉佐野市長滝139番地の1	465-7000
(株)サワノ	泉佐野市南中安松1273番地の1	466-7088
(有)山樹設備	泉佐野市上之郷1945番地の10	468-2338
(株)かじせ	泉佐野市高松北1丁目4番15号	463-1616
セイナン工業(株)	泉佐野市高松北1丁目6番14号	462-4898
泉佐野市認定水道工事業協同組合	泉佐野市日根野786番地の1	450-2777
(株)水道屋	泉佐野市中町3丁目1番1号	468-7777
(株)ヴァルク	泉佐野市長滝3870番地	490-3456
オオジリ工業(株)	泉佐野市南中安松1273番地の1 201号	465-3355
(有)共和設備	泉佐野市南中樫井592-12	467-2939
(有)中塚設備工業	泉佐野市鶴原1丁目4-10	457-3345
向井設備興業	泉佐野市上之郷2317番地の1	461-0357

※緊急に連絡が必要な場合は上下水道局より連絡を取るものとする。

(市 関 係)

泉佐野市上下水道局	泉佐野市日根野1928	467-2800
日根野浄水場	泉佐野市日根野1928	467-2800
		467-1805

資料10-3 市備蓄状況及び備蓄目標

[物資備蓄状況] (令和4年5月現在)

○備蓄物資(重点11品目)

保管場所：①末広公園備蓄倉庫、②南部公園備蓄倉庫、③南中防災備蓄倉庫、④避難所備蓄倉庫

品名	単位	数量	目標	保管場所	更新期限(目安)	
食糧	アルファ化米等	食	33,409(注1)	24,273	①④	賞味・消費期限
	保存パン	缶	912	—	①	賞味・消費期限
高齢者用食	食	2,100	1,214	①	賞味・消費期限	
毛布	枚	11,880	11,874	①②③④	10年	
液体ミルク	ℓ	92	76	①	賞味・消費期限	
ほ乳瓶(使い切りタイプ)	本	768	665	①	5年	
乳児・小児用おむつ	枚	1,776	1,349	①	10年	
大人用おむつ	枚	288	270	①	10年	
簡易トイレ	組立式簡易トイレ	基	35	119	①	現物確認のうえ検討
	ボックス式トイレ	個	500		①④	現物確認のうえ検討
	ポータブルトイレ	台	96		①④	現物確認のうえ検討
	携帯トイレ	個	35,200		①④	10年
生理用品	枚	16,440	1,315	①	10年	
トイレットペーパー	m	58,310	50,569	①④	10年	
マスク	枚	180,000	17,811	(注1)	10年	

(注1)：エブノ泉の森ホール地下倉庫にて備蓄

大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について(大阪府域救援物資対策協議会R2.9)

項目	算出式(人口比率は、平成22年度国勢調査より)	役割分担
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2により算出した数量と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3食×3日×1.2で算出した数量を比較し多い方(注)1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。	府1：市町村1
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。	府1：市町村1
毛布(保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	府1：市町村1
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/人/日(南海トラフ想定の場合は3日乗じる) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1リットル/人/日(南海トラフ想定の場合は3日乗じる)	府1：市町村1
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本(注)/人(注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回/人/日とする。	市町村は、必要分(100%)、府は、予備分とする。
乳児・小児用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚(注)/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚(注)/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方(注)8枚/人/日は3日で1枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	府1：市町村1
大人用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×必要割合0.005×8枚(注)/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×必要割合0.005×8枚(注)/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方(注)8枚/人/日は3日で1枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	府1：市町村1
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型(マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	府1：市町村1(ただし、市町村は、ボックス型(便器型等)、府は、調達含め組立式とする。)
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(注)(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(注)(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 (注1)対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定	府1：市町村1
トイレットペーパー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m(注)/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×7.5m(注)/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 (注)NPO緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日=7.5m/人/日	府1：市町村1
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方 ※感染症対策を踏まえ、従来の印型インフルエンザ罹患率(1.8%)を削除	府1：市町村1

[資 材 等 備 蓄 状 況]

○末広公園備蓄倉庫

品 名	数 量	品 名	数 量
レインスーツ	100着	レインコート	100着
耐切削手袋	100双	カセットコンロ	320個
踏み抜き防止インソール	40個	カセットボンベ	960本
段ボール製簡易ベッド	49台	使いきり手袋	5,000双
長靴	90足	軍手	1,788双

○南部公園備蓄倉庫

品 名	数 量	品 名	数 量
軍手	1,200双	ブルーシート	9,020枚
PPロープ	125巻	土のう袋	10,000枚
フェイスタオル	1,680枚		

○南中防災備蓄倉庫

品 名	数 量	品 名	数 量
折りたたみ式簡易ベッド	540台	ダンボール製パーテーション	540台
ワタチ式簡易間仕切り	100台		

○市役所水防倉庫

品 名	数 量	品 名	数 量
水中ポンプ	20基	木杭(1m)	144本
エンジンポンプ	3基(大)4基(小)	メガネ杭	16本
コードリール	27個	むしろ	20枚
発電機	4台	レインコート	162着
投光機	4基	長靴	230足
三脚	4脚	懐中電灯	283個
拡声器	4個	ローソク	1,470本
シャベル	27本	ビニールシート	55枚
投光器セット(発電機付投光器)	6基		

○福祉避難所(協定締結17施設)※():1施設当り

品 名	数 量	品 名	数 量
段ボール製簡易ベッド	85 (5) 台	毛布	340 (20) 枚

○りんくうタウン駅ビル

品 名	数 量	備 考
保温シート	2000枚	帰宅困難者用

○避難所備蓄倉庫（33箇所）※（ ）：1箇所当たり []：重要物品11品目の数量と重複

品名	数量	品名	数量
避難所開設セット	32 (1) セット	標識ロープ	310 (10) 巻
模造紙	30 (1) 箱	クレモナロープ	60 (2) 巻
メガホン	30 (1) 個	両口ハンマー	30 (1) 丁
防水ライト	300 (10) 個	スコップ	240 (5) 丁
発電機	35 (1) 台	万能斧	30 (1) 丁
ガソリン携行缶	31 (1) 缶	ポリバケツ	30 (1) 個
投光器	94 (3) 基	救助用ロープ	19 (1) 巻
コードリール	57 (1) 個	トイレットペーパー	[300] (10) ロール
毛布	[3,260] (100) 枚	フェイスタオル	600 (20) 枚
コンパクトエアベッド	899 (30) 枚	軍手	360 (12) 双
ブルーシート	836 (20) 枚	ビニール袋	30 (1) 箱
BOXトイレ	[150] (5) 個	アルファ化米	[3,700] (100) 食
ポータブルトイレ	[90] (3) 台	備蓄水	3,792 (120) 本
携帯トイレ	[30,000] (1,000) 個	段ボール製簡易ベッド	245 (5) 台
簡易貯水槽	29 (1) 台	ガスホース	9 (1) 本
ポリタンク	90 (3) 個	乾電池	1,178 (38) 本
給水袋	300 (10) 枚	延長コード	217 (7) 本
炊出しかまどセット	30 (1) 台	カッターナイフ	31 (1) 本
ウェットティッシュ	30 (1) 箱	着火ライター	31 (1) 本
使いきり手袋	15,000 (500) 双	紙タオル	115 (5) 箱
ラップ	300 (10) 本	ハンドソープ	93 (3) 本
金てこ	60 (2) 丁	ティッシュペーパー	155 (5) 丁
石頭ハンマー	30 (1) 丁	手提げビニール袋	31 (1) 袋
ジャッキ	30 (1) 台	ゴミ袋	62 (2) 袋
ボルトクリッパー	30 (1) 個	レインコート	62 (2) 着
のこぎり	30 (1) 丁	ワタチ式簡易間仕切り(大)	180 (10) 張
パール	60 (2) 丁	ワタチ式簡易間仕切り(小)	32 (2) 張
つるはし	60 (2) 丁		

倉庫設置場所：第一小学校、第二小学校、第三小学校、日新小学校、北中小学校、長坂小学校、日根野小学校、上之郷小学校、長南小学校、末広小学校、佐野台小学校、中央小学校、佐野中学校、新池中学校、第三中学校、日根野中学校、長南中学校、佐野高等学校、日根野高等学校、佐野工科高等学校、佐野公民館、長南公民館、日根野公民館、北部市民交流センター本館、北部市民交流センター体育分館、上田ヶ丘団地住宅、生涯学習センター、青少年課事務所、土丸町会館、社会福祉センター、児童発達支援センター、大木防災拠点、南中防災備蓄倉庫 ※施設により備蓄品は異なる。

資料10-4 大阪府災害用備蓄物資一覧

令和3年9月30日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計	分散場所				備考	
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等		
重要物資	食糧・高齢者食	1,100,000 食	1,106,500 食	88,760 食	824,120 食	187,120 食	6,500 食	
	毛布(保温用資材)	880,942 枚	880,880 枚	111,130 枚	628,230 枚	132,540 枚	8,980 枚	
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本	
	紙おむつ (乳児小児用・高齢者用)	317,140 枚	317,920 枚	27,820 枚	212,506 枚	54,546 枚	23,048 枚	
	トイレットペーパー	9,910,602 m	9,916,800 m	924,000 m	7,047,200 m	1,811,200 m	134,400 m	
	生理用品	257,676 枚	1,391,656 枚	340,272 枚	693,430 枚	337,714 枚	20,240 枚	
	マスク	1,321,413 枚	1,875,350 枚	0 枚	1,875,350 枚	0 枚	0 枚	
	簡易トイレ	8,810 基	1,556 基	306 基	850 基	400 基	0 基	※不足分は 協定先から調達
	乳幼児用粉ミルク	1,923,979 g	1,925,280 g	メーカー側ランニングストック(森永乳業、雪印ビーンスターク、アサヒグループ食品)				
ペットボトル水	本	358,224 本	4,992 本	345,672 本	7,560 本	0 本		
肌着	組	49,791 組	3,671 組	26,170 組	12,500 組	7,450 組		
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚		
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個		
飲料水袋	袋	51,750 袋	0 袋	11,750 袋	40,000 袋	0 袋		
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着		
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基		
非接触体温計	本	300 本	0 本	300 本	0 本	0 本		
エアートント	基	4 基	0 基	4 基	0 基	0 基		
非常用発電機(ガスボンベ式)	基	10 基	0 基	10 基	0 基	0 基		
パーティション	2,557 張	2,557 張	2,197 張	180 張	180 張	0 張		
簡易ベッド	2,557 台	2,557 台	2,347 台	110 台	100 台	0 台		
ブルーシート	9,400 枚	9,400 枚	6,200 枚	1,700 枚	1,500 枚	0 枚		
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)					
漬物	トン	18 トン	" 大阪府漬物事業協同組合					

○ 調達対応

精米 (6社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三・ (株)勝山商店・津田物産(株)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分(上記推定入院患者の3日分を除く)

資料10-5 農林水産関係団体一覧

①土地改良区一覧

改良区名	所在地	電話
泉佐野市	泉佐野市下瓦屋5丁目1番40号	469-4755
稲倉池	泉佐野市高松西1丁目2626番地の57 泉佐野西水利会館内	469-4171
泉佐野市上之郷	泉佐野市上之郷5114番地 JA大阪泉州上之郷支店内	080-2697-3970 (改良区携帯)
〃 長滝	泉佐野市長滝2110番地の5	465-4148
〃 日根野	泉佐野市日根野673番地の2	425-4181
〃 安松	泉佐野市南中安松1022番地の1 安松町内会館2階	080-9753-2414 (改良区携帯)
〃 大木	泉佐野市大木344番地	459-7504

②大阪泉州農業協同組合設置施設一覧

施設名	所在地	電話
大阪泉州農業協同組合本店	泉佐野市日根野4040-1	468-0600
〃 泉佐野北支店	〃 下瓦屋5-1-38	462-7221
〃 りんくう支店	〃 羽倉崎3-9-14	465-0040
〃 泉佐野中央支店	〃 日根野4040-1	468-2101
〃 泉佐野南支店	〃 長滝2110-10	465-1805
〃 本店(営農経済)	〃 松風台3-4550-2	458-2255

③漁業協同組合

団体名	所在地	電話
泉佐野漁業協同組合	泉佐野市新町2丁目5187-101	462-3025
北中通漁業協同組合	〃 新浜町4番5号	464-3637

資料10-6 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」（令和元年11月11日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成8年8月8日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

区分	品目	
	米穀	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀（精米又は玄米）

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 農産局長は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、農産局長と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-24）により契約を締結する。

エ 農産局長は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

（2）漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第8号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第10号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

（1）米穀（玄米）

ア 市町村長は、農産局長に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の（1）の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

（2）漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の（2）のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-24第3条の規定に基づき農産局長に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領(昭和59年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要領は令和3年10月27日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

大阪府知事様

市町村長

災害救助用食料緊急引渡申請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第5の1に基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害状況

3. 給食期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 申請数量 米穀(精米) k g

漬物 k g

(内訳)

別紙のとおり

(別紙)

(1) 米穀 (精米)

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ× エ)	備 考
被災者用		食		0.2kg		(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		0.3kg		(災害救助従事者内 訳)
計						

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(2) 漬物

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり の食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ×エ /1000g)	備 考
被災者用		食		20g	kg	(対象戸数)
災害救助 従事者用		食		20g	kg	(災害救助従事者内 訳)
計					kg	

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(様式第 2 号)

年 月 日

(米穀販売事業者) 様

大 阪 府 知 事

災害救助用食料（精米）供給要請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施するため、災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定第 5 条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 の (1) に基づき、下記のとおり災害救助用食料の供給を実施していただきたく要請します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

(様式第3号)

年 月 日

(米穀販売事業者) 様

市 町 村 長

災害救助用食料（精米）受領書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g

(様式第4号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（精米）受領報告書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 供給業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

4. 添付書類
・災害救助用食料（精米）受領書（写）
・納品書

(様式第5号)

第 号
年 月 日

農林水産省農産局長 様

大 阪 府 知 事

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

（注）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

(様式第6号)

年 月 日

〔大阪府知事
指定引取人
受託事業体〕様

(いずれかを記入)

〔大阪府知事
市町村長
指定引取人〕

(いずれかを記入)

災害救助用食料(米穀)受領書

災害救助用食料(米穀)を下記のとおり受領しました。

記

1. (大阪府・市町村・指定引取人)引取責任者

所属部課名*

職 名*

氏 名

※指定引取人が受領する際は記入しない。

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g
 玄米 k g

(様式第7号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（米穀）受領報告書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量	精米	k g
	玄米	k g

4. 添付書類

- ・災害救助用食料（米穀）受領書（写）
- ・納品書

(様式第 8 号)

年 月 日

(漬物保管者) 様

大 阪 府 知 事

災害救助用食料（漬物）引渡指示書

被災者及び災害救助従事者の給食に供するため、災害救助用漬物の保管に関する協定第 3 条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 の（2）に基づき、災害救助用食料の引渡しについて、下記のとおり指示します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量 漬物 k g

(内訳)

 醤油漬 k g

 沢庵漬 k g

 梅 干 k g

 奈良漬 k g

(様式第9号)

年 月 日

(漬物保管者) 様

市 町 村 長

災害救助用食料（漬物）受領書

大阪府災害救助用食料（漬物）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

